

## 第1章 意匠登録出願とみなされる国際出願

---

### 1. 概要

---

意匠法第60条の6第1項は、我が国を、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）第1条(xix)に規定する指定締約国（以下「指定締約国」という。）とするジュネーブ改正協定第1条(vii)に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）であって、ジュネーブ改正協定第10条(3)(a)の規定による公表（以下「国際公表」という。）がされたものを、ジュネーブ改正協定第10条(2)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）に我が国に出願された意匠登録出願とみなす旨を規定している。また、本条第2項は、ジュネーブ改正協定第5条(4)の規定に基づき二以上の意匠を含む国際出願については、ジュネーブ改正協定第1条(vi)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している（以下、これらの規定により意匠登録出願とみなされた国際出願を「国際意匠登録出願」という。）。

本条第3項及び第4項は、ジュネーブ改正協定第14条(1)に、国際登録は、国際登録の日から指定締約国における正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨が規定されていることから、国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として手続をするために必要な事項として、ジュネーブ改正協定第1条(viii)に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された事項に関し、意匠法第6条第1項に規定する願書の記載事項及び図面の記載事項とみなす旨を規定している。

#### （注）国際意匠登録出願についての審査

ジュネーブ改正協定は、同協定に基づく国際登録が、国際登録の日から、指定締約国において当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨を規定している（ジュネーブ改正協定第14条(1)）。一方、ジュネーブ改正協定に基づき指定された締約国の官庁は、国際登録の対象である意匠が当該指定締約国の法令に基づく保護の付与のための条件（出願の形式又は記載事項に関する要件を除く。）を満たしていない場合に、当該国際登録の効果を拒絶することができる旨を規定している（ジュネーブ改正協定第12条(1)）。

我が国の意匠法は、意匠権による保護の付与の前提として、意匠登録出願を審査することを規定していることから（意匠法第16条）、ジュネーブ改正協定に基づき我が国を指定した国際登録についても、我が国の法令である意匠法の規定に基づき審査官が審査を行う。

審査官は、国際意匠登録出願の審査の際、基本的には、国内の意匠登録出願と共通した審査を行う。

本章では、国際意匠登録出願の審査の際に特有の事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、他の審査基準の該当箇所を参照されたい。